

松山城大天守しゃちほこ愛称使用に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、松山城の知名度向上に寄与し、松山の観光産業または特産品販売の気運を高めると認められる事業等で、松山城大天守しゃちほこの愛称である「天丸」「まつ姫」(以下「しゃちほこの愛称」という。)を使用する場合に必要な事項を定める。

(要件)

第2条 しゃちほこの愛称を使用できる事業は、松山の観光産業または特産品販売の向上に寄与すると認められる事業とする。

2 事業が次の各号のいずれかに該当するときは、しゃちほこの愛称を使用することができない。

- (1) 公序良俗に反するおそれのある事業その他社会的な非難を受けるおそれのある事業
- (2) 宗教的行事又は政治的色彩を有している事業

(申請)

第3条 しゃちほこの愛称の使用を申請しようとする者は、当該事業の開始日の20日前までに、松山城大天守しゃちほこ愛称使用申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(決定)

第4条 市長は、前条の申請があったときは内容を審査し、適当と認めたときは、申請者に松山城大天守しゃちほこ愛称使用承認書(第2号様式)を交付するものとする。

2 市長は、しゃちほこ愛称の使用を承認する際に、必要な条件を付けることができる。

(実施状況の報告)

第5条 市長は、しゃちほこ愛称使用の承認を受けた者に対して、当該事業の実施状況について、報告を求めることができるものとする。

(その他)

第6条 市長は、事業の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちにその是正を命じ、又は当該承認を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請を行ったとき。
- (2) 承認の条件に違反したとき。
- (3) 事業が第2条第2項に該当したと認められるとき。

付 則

この要領は、平成18年11月13日から施行する。